

〔沿革〕 平成7年10月例規（警）第37号

各部長・参事官・所属長

この度、窃盗（万引き）事件証拠品の取扱いに関し、送致及び還付の基準を次のとおり定め昭和57年11月10日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、この取扱い要領については、千葉地方検察庁と協議済みである。

記

1 被害品の取扱い

被害品である証拠品（以下「盗品等」という。）については、これらが商品であることにかんがみ仮還付手続きによることなく迅速な還付を行うこと。

2 その他の証拠品の取扱い

盗品等を除く証拠品（盗品等を隠匿するために用いた手提げ袋などの犯行組成物等）にあつては、従前同様に仮還付手続き又は送致（添付）の措置をとること。

3 証拠品の立証措置

還付手続きをとる盗品等の証拠品及び仮還付手続きをとるその他の証拠品については、次のとおり写真撮影を行つて立証措置を講ずること。

- (1) 身柄付送致を行う事件については、写真撮影報告書を作成し早期に追送手続きをとること。
- (2) 逮捕後釈放によつて書類送致を行う事件については、検察官の要求に応じられるよう写真撮影しておくこと。
- (3) 任意事件については、後日紛議が発生するおそれのある事件に限つて前記(1)又は(2)の措置を講ずること。